

官僚制的システム下のジャーナリズム

土井 亮二

要 旨

ジャーナリズム論には、さまざまなアプローチがある。しかし、問題接近の仕方は違っても、現代のマス・メディアが、状況肯定的であるとする点では、多くの見方は一致している。何故そうなのか。本稿では、日本で現実主義と呼ばれる、こうした状況肯定的なメディアの役割が、どのようなメカニズムを通して生まれてくるのかを考察した。結論をいえば、メディア・システムの官僚制的性格が、その不断の運行の過程、つまり日常性の中で企業内ジャーナリストの多くに、そうした状況肯定的な思考を定着させていく、ということである。

1. はじめに

日本におけるジャーナリストのほとんどは企業に所属している。そうしたジャーナリストは、いかなる条件下で、または環境下でニュースの制作、伝達に携わっているのか。そのことへの追求は、日本のメディア・システムの特質を明らかにする試みであると同時に、その生産物である情報の質を評定する手掛かりとなるであろう。

こうした視角からのメディア分析の分野では、とくに第二次大戦後、多くの研究成果が積み上げられてきた。欧米では社会学的アプローチが、わが国では「ジャーナリズムによるジャーナリズム論」が、そうした研究の主流をなす差異はあっても、その焦点がメディアの制度あるいは組織に向けられたのは当然であろう。

メディアの制度ならびに組織の概念については、まずそれぞれに一定の定義付けを必要

としよう。ここでは、マクウェールの定義に従って議論を進めていきたい⁽¹⁾。

マクウェールによれば、「メディア制度」とは、ある社会における原理、規則、法律、慣習、コントロールや規制の手段のことを指しており、実際に制作、流通機能を果たす「メディア組織」とは区別すべきだ、とされる。もっとも、マクウェール自身、メディアの制度と組織を明確に区分することは難しいとしており、分析の目的に合わせた便宜的なもの、と考えている。こうした限定的な意味でこの定義を採用することにより、本稿の目的上、混乱を招きそうな議論は可能な限り省略することができそうである。以下のメディア分析は、「組織」を中心としたものになろう。

マクウェールは、メディア組織についてさらに「マス・メディア制作が行われる特定の環境であり、多かれ少なかれ自己完結的な経営システム」とも述べている⁽²⁾。これまでのメディア分析は、この「経営システム」に照準を当てたものが多かった。メディア特に新聞

は、政党など団体の機関紙を除いては、私的企業体である。しかもその内部組織は、直接的ニュース制作部門だけでなく、販売、広告、事業などの有力な営利部門で構成されている。

新聞企業間のこれら営利部門を通じての激烈かつ時には不当な競争は、周知の事実だ。他の業界のそれに劣らないばかりか、上回るとさえいえよう。こうした資本主義的な負の要因が、ニュース制作との間に引き起こすフリクションに対して研究者が大きな関心を向けたのも、ごく自然なことであった。付け加えるなら、営利部門の統括者の多くは企業内ジャーナリスト出身である。しかしながら、制作されるニュースに加えられる影響を、こうした面だけから考察するとすれば、不十分というより大きな欠陥が生じるといわなければならない。その欠陥を埋めようとするのが本稿の目標である。最近しばしば議論の対象とされるメディアの活力低下の原因を追求したい問題意識も、同時にかかわっている。

2. 日本におけるジャーナリズム論

目標としている「官僚制的システム下のジャーナリズム」の考察に至る必要な手順として、日本におけるジャーナリズム論を概観しておきたい。それを通じて必要かつ重要な問題点を抽出できると考えるからである。

日本における新聞ジャーナリズム批判の多くは、前述のように「企業としてのジャーナリズム」に対するものであった。その批判点は(1)経営者への編集権帰属(2)客観報道主義の編集方針に内在する現状追認の姿勢(3)歴史的視点の欠落(4)現実主義の結果としての「事実への屈服」一などであった。既述のように、これらの批判の主流をなすのは、マスコミ経験者の、いわば「ジャーナリストによるジャーナリズム論」であった(論者、研究者の多くが、実際上もそうである)。つまり、企業ジャー

ナリズムをめぐって現実に生起した諸問題、あるいは問題群の核心追求とその理論化という側面が強かったのである。この点、社会学的アプローチによって可能な限り一般理論化を試みようとする欧米の研究風土とはやや異質といってよいかもしれない。ただし、日本において一般理論化の追求が不在などということでは決してない。

もともと、戦後日本におけるジャーナリズム批判の出発点は、戦時ジャーナリズムの戦争責任に関連するマスコミ企業内の民主化問題と深く関わっていた。この場面で表面化した経営者対労組の対立の過程で、「経営者への編集権帰属」の制度化が、GHQの強いバックアップのもとに、日本新聞協会の編集権声明(1948/3/16)として宣言されたのである。同声明は「編集権を行使するものは経営管理者およびその委託を受けた編集管理者に限られる」と主張している。

この声明から45年を経た現在では、編集権をめぐる重大な対立は表面化していない。しかし、対立そのものの源が消滅したわけでは決してない。そのことは、過去の歴史の検証を通じて明らかにすることができよう。

経営者への編集権帰属によって、戦後ジャーナリズム史上起きた典型的な一例は、「単独講和」「全面講和」の選択をめぐる毎日新聞のケースである。同社では、論説委員室の全面講和論に対し、社長以下の重役会が単独講和支持を社論と決め、ついに論説正副委員長長の辞任にいたった。1968年、広島高裁が示した判決内容も、ここで取り上げるに値しよう。事例は、100万都市実現を目指しての広島市と周辺自治体の合併の動きに反対し、山陽新聞労組が「真実の報道」を要求するビラを頒布、これに対して会社側が組合役員5人を解雇した、というものである。判決文では、「(編集方針そのものについて)新聞事業の特殊性からくる労働者の職業的利益の擁護との関連で労使関係に関連する」としている。

以上の歴史的事実は、新聞企業の経営者が編集権の一元的な帰属と行使を主張するのに対し、企業内ジャーナリストからの形こそ違え抵抗が示されたことを明らかにしている。そして、司法の側は、ジャーナリズムの公共性への配慮から、経営者による編集権の一元的行使に一応の歯止めをかける考え方を明らかにした、といえよう。このことから「企業内ジャーナリストといっても、フリー・ジャーナリストよりはるかに自由に、良心的に仕事ができる……（自由は）社内の民主化の度合いと組合運動の歴史による」⁽³⁾とする見解が生じる。実は、こうした見解には十分に吟味すべき問題点が含まれているのだが、本稿の目的と直接関わるとの理由から、後述することにした。

既述のように「ジャーナリストによるジャーナリズム論」が指摘する第二の批判点は、客観報道主義の「限界」についてである。日本新聞協会の新聞倫理綱領は、「事件の真相を正確・忠実に伝え、記者個人の意見をさしはさまず、何者かの宣伝に利用されぬよう警戒する」とうたっている。客観報道主義といわれる規定だ。これが意味するのは、観念のあるものに客観的妥当性を認め、それによって真理に到達できるとする、自然科学において主流の厳密な意味の客観主義とは関わりない。むしろ倫理主義ともいべきものである。

こうした倫理主義は、戦後、GHQ 主導のもとにいわば導入されたのであり、例えばワシントン・ポスト紙の記者ハンドブックに示されるジャーナリズム倫理観と表現上も同じものといえよう。このような考え方が新聞協会一致の原則として承認された背景に、軍部の強権的統制に屈服または協力した戦争責任への反省があったのは事実である。

報道だけでなく評論に関する倫理についても、新聞倫理綱領の中で「世におもねらず、所信は大胆に表明されねばならぬ」とし、さらに、訴える手段を持たない者に代わって訴

える気概を強調するなど、少数者ないし少数意見の尊重意思も明らかにしている。以上のような倫理主義の理念に関する限り、格別の異論は存在しない。

では何故、客観報道主義が「ジャーナリストによるジャーナリズム論」の批判対象とならねばならなかったのか。新聞倫理綱領にある「ニュースの報道には記者個人の意見をさしはさんではならない」との規定が、時とともに経営者、編集管理者の重大関心事になったことによる、と考えられよう。すなわち、批判性の強いいわゆる「主観的」報道への直接、間接の経営者、編集管理者による制御が強まっていく歴史的経緯と、深く関わっているのである。このことは一面で、マスメディアが提供する情報の質向上につながったが、他面、日本経済の高度成長ならびに政治の保守化傾向の軌道と符節の合っている点が論議を呼んだといつてよい。

具体的には、政治に対する批判的報道、とりわけ環境問題の尖鋭な取り扱いへの保守政党、経済界からの反発が、客観報道主義をメディアの戦争責任とかかわるその歴史性とは別次元に押し上げる、一つの契機をなしたのである。むろん、すでに述べたように、わが国メディアの未成熟が客観報道主義の受容を促した側面は軽視できない。問題は、この主題にひそむそうした二つの異なる契機が、メディア報道の音律を攪乱していることにある。情報の受け手がメディアに対し、時には喝采し時には不満を表明するのも、この矛盾の現れと受け取れよう。

編集権を盾に管理する側の客観報道主義の主張に対する批判は、「客観報道はあり得ない。説得力のあるのは客観的事実だ」⁽⁴⁾ということに代表されよう。ニュースとしていかなる「事柄」を取り上げるかの選択は、結局、主観に属することであり、そうした選択のうえで事柄に関する客観的事実が提示されればよい、とする見解である。これは、企業内

ジャーナリストの個々の価値規範と、情報を商品化する私的企業の営利性との相剋を、批判の主調とする視点の基礎をなすものである。

「報道の客観性」について、これまでの各種の研究はどのようなものであったろうか。マクウェールは、簡潔につきのように結論付けている。「ジャーナリズムの客観性については多くの著作があるが、大方の一致がみられるのは、それは必要だが、実現不可能だという点にある」⁽⁵⁾。彼はさらに、客観性がジャーナリズム史上、比較的最近の「発明」だとしたうえで「大量かつ異質の公衆に仕え、新しい出来事を無難な形で知らせるといふ実際の商業的必要と深く関わっているという点では異論は少ない」と指摘している⁽⁶⁾。

「企業としてのジャーナリズム」に対する残る批判点、「歴史的視点の欠落と現実主義」もまた、経営・編集管理者対現場の対立に発展する可能性をもつ、ジャーナリストの視座にかかわるイデオロギー性の強い問題点といつてよいであろう。かつて雑誌「新聞研究」（日本新聞協会・1980/4）におけるデスク座談会で「われわれが目指すのは、歴史の真実ではなく翌朝の真実」との発言があった。新聞にせよテレビにせよ、メディアには「時間と空間」の制約が必然である以上、速やかに、いかに事柄を提示できるかが、いわば「勝負」ということである。こうした考え方には当然、事実の単なる寄せ集めと知識の断片化は、方向性の喪失を一般化させる危険がある、との強い批判がある。

「翌朝の真実」は、形状的には新聞のモザイク編集に典型的に表現される。モザイクを形成する個々のニュースは、それぞれ他のニュースとは直接には関連しない断片的事象に関するものである。新聞のモザイクは確かに「寄せ集め」であって何らかの質的一致を示す統一体ではない。このような新聞編集の特性に対して、情報論の視点から「社会的に

見てエポックメイキング」とする評価がある⁽⁷⁾。個々の記事をそれぞれデータとみなせば、それらが編集されてあるところに意義がある、というのである。情報の受け手はそのデータ群から必要あるいは関心のあるものを選択的に取得すればよいわけであろう。

しかし「翌朝の真実」に対する批判は、そうした編集形式とそれがもつ情報論上の意義に向けられているのではない。記事に示される言説、編集上の価値判断に照準されたものだ。代表的主張として「事実を寄せ集めただけでは歴史は書けない。……洞察力が必要だ」⁽⁸⁾を挙げることができよう。すなわち、現実がどの方向に進もうとしているか、歴史の底流が明示的にせよ暗示的にせよ公衆に伝えられることを重視すべきだ、というのである。ジャーナリズムは歴史的視点を骨格にすべきだとする視座は、編集権帰属問題の発端であり、かつ帰結ともなったジャーナリズムの戦争責任論と同一の地平に立つ。と同時に、現実主義批判とも通底する。

現実主義は結果として「事実への屈服」を意味すると指摘したのは、中野好夫であった（朝日新聞：1981/5/14）。そして「事実への屈服」が、歴史的にジャーナリズムの戦争への荷担となったことについては異論は存在しない。しかもそれは、軍国主義体制のある時期から単に体制順応というばかりか、新聞の発行部数増を狙う営業政策とも相俟って積極的な「事実への屈服」となったのである。ここには、ジャーナリズムが提示すべき歴史への洞察力はみられない。このように大勢に棹さして流されるジャーナリズムの在り方に対する批判は、戦後、一貫して続けられている。最近でも、昭和天皇の死去、湾岸戦争などへのメディアの関わり方に、厳しいまなざしが向けられた事実は詳述するまでもない。

以上の日本におけるジャーナリズム批判の概観から、何が得られるかを可能な限り一般化した形で、まず整理しておかなければなら

ない。第一に、編集権の帰属および客観報道主義は、メディアの種類を問わず日本のジャーナリズム全体に対して規制的部分的には原理的に作用しているという点で、マクウェールのいう「メディア制度」に近く、一方、歴史性、現実主義など価値判断を伴う言説をめぐる問題は、「メディア組織」の日常的な行動に関わっているにもかかわらず、その区別が明確にされないまま議論されている、という点である。第二に、こうした区別のあいまいさのゆえに、メディア組織が経営・編集管理者対企業内ジャーナリストという単純な対立図式で捉えられている、ことが挙げられよう。

3. メディア組織の官僚制

制度の基礎をなす規制性、原理性は、時代につれて、つまり社会状況の変遷に対応してその内容を変化させる。たとえ表現形式は元のままであっても、内容が変質していく過程は、法律の解釈変遷の経緯によく表われている。憲法の「解釈改憲」と呼ばれる事態は、事の善悪の評価は別として、国内状況および国際環境の変化への日本的対応とあってよい。メディア制度の規制性、原理性が内容を変えていく過程は、日本におけるジャーナリズム批判の概観で示したとおりである。

問題は、そうした内容変化が実現し、かつ現実主義的価値判断が現場に浸透していくのは「何を通してか」ということだ。「ジャーナリストによるジャーナリズム論」は、それを経営・編集管理者対企業内ジャーナリストの対立と力関係の歴史的変遷過程として捉えている。これは、メディア組織の基本的性格をそうした二極対立と認識しているからであり、企業内ジャーナリストの個々の価値規範と、情報を商品化する私的企業の営利性との相剋を解決する展開軸として、経営側と対置する労組の健全性に依拠するか、部分的には

経営側の倫理性を求めることになる。

しかし、こうした問題提示の仕方では、果たしてニュース制作の「日常性」の中で進行する価値判断をめぐる相剋や規制性・原理性の内容変化は捉え切ることができるのであろうか。労組の存在意義は明確に認め得るものの、その運動の在り方は「何か事が起きた時」に高揚するのであり、まして経営側に倫理性を求める場面はそうした時点に限られるのである。制度上、組織上いずれの問題も日常性の中で捉えるのでなければ、「ジャーナリストによるジャーナリズム論」が提起するジャーナリズムの活力低下の真因に迫ることはできない、と考える。

ニュース制作が日常的に行われる場合は、新聞ならば編集に関する「組織」である。結論を先取りすれば、この「組織」のシステムとしての基本原理をなす「官僚制」こそが、現在のジャーナリズムの停滞をもたらす源とあってよいだろう。いきなり何の説明も付さずに、このように断定するのはいかにも粗雑だが、今はそう感覚的に捉えているに過ぎない、という条件付きで議論を先に進めたい。

ウェーバーは、その官僚制に関する古典的研究⁽⁹⁾で、近代官僚制に特有な機能様式として、次の三つを挙げている。(1)規則、つまり法規または行政規則によって、一般的なかたちで系統づけられた明確な官庁的権限の原則の存在(2)官職階層制および審級制の原則(3)近代的な職務執行は、文書、あるいは各種の下僚やスタッフに基づいていること、である。そしてさらに、民主的大衆政党が、旧保守主義政党や旧自由主義政党にあってなおしばしば優勢を示していた、個人的な関係や個人的な威信に基づく在来の名望家支配を、みずからの政党組織において完膚ないまでに打破し、党職員、職業的な党書記および労働組合書記などの指導下に、自己を官僚制的に組織するに至った、と分析している。なぜなら、官僚制機構は、他のシステムに比較して「精

確さ、迅速さ、明確さ、文書についての精通、持続性、慎重さ、統一性、厳格な従属、摩擦の除去」などを最適度に高めるからである⁽¹⁰⁾。しかし同時にウェーバーは、官僚制はいったん完成すると最も破壊しにくい社会組織の一つであること、職業官吏の圧倒的大多数は、不断に運行する機構の中で、専門的任務をゆだねられた個々の歯車に過ぎないこと、外部に対する勢力関心が問題になる時には、つねに機密保持の傾向が生じること、などの特性をも見出している⁽¹¹⁾。

引用が長すぎるきらいがあるが、日本におけるニュース制作組織について具体的に検討する前に、さらにマクウェールおよびタックマンのメディア組織の官僚制的傾向に関する見解をみておきたい。

マクウェールは、メディア組織が目的や志向に応じて内部的にも分化する傾向を強め、しかも過度のコンフリクトもなく動いているのは、安定した調整機構の存在を示唆する、との知見をこの問題の前提に置いている。そして、ジャーナリズムがプロフェッションとして確立されていくにつれて、その官僚制化は進む、と指摘する。彼は、ジャーナリストのプロフェッショナル化の契機に、客観的なニュース報道の技能への要請を挙げる一方で、ニュースの客観性という概念自体が脆弱なものであるから、仕事の場が官僚制化しても多くのメディア構成員はなお自由、創造性および批判精神を信奉する、と考える。だが、このような理念と完全なプロフェッション化とは、究極的には共存し得ない、と結論付けている⁽¹²⁾。

タックマンは、参与調査（参加観察）を通じて「ニュース網は情報収集者からなる階層的なシステム」であることを見出だし、記者の配置と結びついた複雑な官僚機構の共同作業を通じ、ニュース網は出来事に枠組みを付与している、とする。このような官僚機構の序列内での駆け引き、記者とエディターのや

り取りが、ニュースの選択を決定する、というのである。階層的システムとは、タックマンにあっては「複雑で重複し合う役職を通して固められた官僚機構的な編集のヒエラルキー」を指し、ニュース・バリューの評価はこうした機構の中で決定されるのである⁽¹³⁾。

4. 日本のシステム特性

日本のメディア組織においても、その規模が大きくなるにつれて官僚制的システムは整備され、質的な面では、なお進行し続けると考えられる。編集局（テレビでは報道局）の職務分掌を事実上規定する組織構成図を保有しないメディアは、現在ほとんどない。専門別の担当セクション（部）は細分化され、それらの部内も細かく専門部署が決められている。新聞の一例でいえば、政治部、経済部、社会部、外信部、運動部、文化部、家庭生活部、科学部、都市圏部、地方部、整理部、校閲部などが、専門別セクションの主要なものである。それぞれの部内も、例えば政治部では、各政党、国会、首相官邸、各省庁に取材担当者がきめ細かく配置されている。名称の違いこそあれ、一定規模以上のメディアは、内容から見ればほぼ同じである。

しかも、この組織は局長をトップに複数の局次長、部長、次長、部員という具合に、職務上の完全なヒエラルキーを構成している。こうしたヒエラルキーは、タックマンが見出したように指令関係を成立させている。これを一般化すれば、(1)事実上の規則によって系統付けられた権限関係が存在する(2)職階階統制の原則が貫徹している(3)職務執行は各種の下僚、スタッフにもとづいている、ということになる。ウェーバーが近代とともに成立した官僚制の機能様式として挙げた諸特性が、ここに立派に息づいている、のは明らかである。

新聞メディアも電波メディアも、かつては、これほど見事な官僚制の様式は持っていなかった。むしろ、政論新聞から現在の形のような一般紙へとメディアの覇権が移行した段階で、「編集局」はすでに独立して存在した。しかし、専門部門別の細分化や系統付られた権限関係の確立などということにはなかった。官僚制的システムは、メディアの規模拡大につれて次第に整備されてきたのである。

メディアは、その機能を次第に効率化することによって、商品としての情報を大量かつ速やかに伝達することを可能にし、大規模化を促進してきた。そして、大規模化はさらにニュース制作の一層の効率化を促したのである。そのためには、官僚制的システムの発展が不可欠であった。文字どおり、ウェーバーのいう官僚制機構の特質である「精確さ、迅速さ、明確さ、精通、持続性、厳格な従属、摩擦の除去」が最適度にまで高まるよう追求されたのである。新聞の電子編集・制作システムは、その意味で現時点で考え得る最高度の効率化手段であり、それが官僚制を一層深化させる可能性をもたらすが、その点についてはまた後で触れる。

メディア組織の官僚制的性格については、マクウェールもタックマンも指摘していたところである。このことは、一定規模に達したメディアにとっての普遍性を示すといっていよう。問題は、その日本の特殊性いかにある。

既述のように、マクウェールは、完全なプロフェッション化（それは官僚制の導入につながる）と、メディア構成員の信奉する自由・創造性・批判精神とは「究極的には共存し得ない」とした。字義どおりのジレンマである。これは、日本の場合にも当然、通底する。しかしながら、メディア構成員の自由については「企業内ジャーナリストといっても、フリー・ジャーナリストよりはるかに自由に、良心的に仕事ができる」という先に示した証

言もあるのである。フリー・ジャーナリストの場合、出版側の営利性が強い制約となって働くのは確かであろうから、比較の上でも、こうした評価が生まれるのもうなずける。一方、マクウェール、タックマンが、欧米のメディア組織において、日本より相対的に低い構成員の自由度をみているわけでは決してないであろう。むしろ、例えばアメリカのクォリティ・ペーパーの構成員は、職業移動の自由の中で、階段を昇りつめてきたエリート・ジャーナリストが多く、相対的自由度では日本より高いと推定できる。

にもかかわらず、日本において少なくとも精神面で比較的高い自由度が知覚されているのは、何故であろうか。それは、その歴史的経緯に基づくといふべきであろう。戦時中、同じくファシズムの抑圧下にあったドイツのケースとも違い、戦後の日本では、それ以前と全く同じ新聞企業がそっくり生き残り、その組織内で民主化が進行したのである。そうした過程で醸成された精神的解放感をもたらした自由のエートスが、それぞれの企業に伝統としてなお残存している、と考えられるということである。

一方、民主化の進展は、ウェーバーが「官僚制組織は……近代の大衆民主制の不可避的な随伴現象」⁽¹⁴⁾としたように、メディア組織における官僚制的システムの展開をもたらした。その深化は、なお残存しているとはいふものの、自由のエートスを稀薄化させようとしている。

日本におけるメディア組織の官僚制を堅固なものにしつつある要因は、大きくいって二つある。一つは、メディアにおける技術革新である。電波メディアのそれはそれで独立の研究対象たり得るが、いまは新聞の場合を考えてみたい。記者ワープロから印刷用刷版にいたるまで、すなわち、ニュースを「製品化」するまでのほとんど全工程が、すでに電子的にオンライン化された現段階では、新聞のメ

ディア組織は、このような超効率的メカニズムに促されて、ますます精密化していかざるをえない。それは、専門的職務のさらなる細分化につながる可能性をもたらす。つまり、ウェーバーが官僚制の特性の一つに挙げた「不断に運行する機構の中の専門的任務をゆだねられた個々の歯車」への傾向を強めかねない、ということである。そのことが、やはりウェーバーのいう没主観性の世界への入り口になる恐れは、ないのだろうか。

日本におけるメディア組織の官僚制化を堅固なものとする、もう一つの要因は、社会的慣習としての終身雇用制である。このきわめて日本的な特殊制度は、長期展望に立てば、崩壊の方向に傾斜していくのであろうが、少なくとも現時点では日本社会に根をおろしており、新聞企業もその例外ではない。終身雇用制社会の大きな特性の一つは、強い地位上昇志向である。もちろん、いかなる社会集団でも地位上昇志向は存在する。しかし、終身雇用制社会にあっては、職業移動の自由が確立している社会と比較して、外部への脱出に困難が伴う分、上昇志向は強まらざるを得ない、といえよう。構成員の人事問題に対する関心の強さは、新聞企業においても他の一般企業の場合と大差はない。こうしたことが、官僚制のヒエラルキーを強化することに、説明を要しないであろう。

以上述べてきたように、日本のメディア組織における官僚制的システムは、他の先進国の場合と比較してもおそらく最も強固なものの一つであろう。そしてそれは、「最も破壊しにくい社会組織」(ウェーバー)なのであり、労働組合運動の直接的な対象にはなり難いものである。

5. 官僚制がもたらす問題点

「翌朝の真実」は、こうした不断に運行する官僚制システムの「日常性」の中で、次第

にメディア構成員の多数の認識として固定化されていくのである。第一に、指令関係が優勢で、かつ効率が求められるシステムの中にあっては、目前の現象に目を奪われることが圧倒的に多くなり、第二に、地位上昇志向は、批判精神を知らず知らずのうちに鈍らせかねないからである。ジャーナリズムの現実主義化、歴史的視点の稀薄化は、単に経営・編集管理者の強制からだけ生じるのではなく、「現場」の中に日常的に浸透するのだ、と考えられよう。日本のメディアも、そのことに気付いていないわけではない。通常のラインから外した形で編集委員制度を設けたのは、日常性にとらわれない取材の可能性を追求するためであった。しかし、それも決して成功したとはいえない。この制度を通じてこそ多様性の具現が期待されていたのに、結局は「異端」は排除され、良識派と呼ばれる、それもごく少数のスター記者を生み出したに過ぎなかったからである。

それのみか、官僚制的システムを通して、ジャーナリズムの規範ともいべき倫理主義すら、かつてないほど犯されるに至った。朝日新聞の「さんご事件」を頂点に、捏造、虚報、「やらせ」などスキャンダルの頻発は、むしろここ十年ほどのことである。刹那主義と不正常的な上昇志向の浸透がその底流にある、と考えられる。ウェーバーの挙げた官僚制機構の特質の中から「精確さ、精通」が、ある深刻さで危機に直面している、といえるのかもしれない。

メディア組織からしばしば噴出するスキャンダルには、少なくともその「頻発」については他の要因、しかも極めて重要な要因が介在している。すなわち秘密主義の傾向である。官僚制においては、「外部に対する勢力関心が問題になる時には、つねに機密保持の傾向」(ウェーバー)が生じるのである。加えて、マクウェールが指摘するようにメディア・プロフェSSIONナリズムには「アマチュアリズ

ムや外部干渉に反対する」傾向が存在する⁽¹⁵⁾。この見解は、プロフェッショナルリズムの独自性意識について述べたもので直接、秘密主義に触れているわけではないが、そうした意識から機密保持の傾向が派生する可能性を否定できないであろう。

日本におけるメディア組織の機密保持性（秘密主義）は、数々の不祥事の事後処理を検証することで証明できる。朝日新聞のさんご事件、読売新聞の佐川急便への土地売却、北海道新聞の共和事件絡みの不祥事の事後処理として、どの新聞社もかつて考えられなかったほどの紙面を使って自己努力による調査結果を公表した。しかし、それらの調査と公表の契機となったのは、いずれも他メディアの取材により表沙汰になるか、その恐れがあったことである。このことは、自発性より他発性の契機はるかに大きかったことを示しており、秘密主義が体質化していることの証明でもある。

大半の企業ジャーナリストは、仕事の間が官僚制化してもなお自由、創造性および批判精神を信奉（マクウェール）していよう。しかし、同時にそうした理念と完全なプロフェッション化とは、究極的には共存し得ない（同上）ことも事実である。このジレンマが實際上、日常性の中で解決されていくのは、大量現象としては「翌朝の真実」すなわち現実主義への傾斜だ。ジレンマが経営・編集管理者対企業ジャーナリストの対立として表面化し、あたかもこの二極対立が問題の根本的要因であるかのように現象するのは、あくまでも一時的なものに過ぎない。このことは、不祥事の事後処理の在り方をみても明らかである。不祥事はメディア組織の日常性の中で起き、そして事後処理は企業全体の危機意識の中で対立的討論の過程を経て解決策を見出すのである。

6. 結びにかえて

メディア組織がこのような基本的問題を内在させているのだとしても、現在の組織自体は完全否定されるべきなのか、否定した上で、何か新しいものを創造すべきなのか、それは、あまりにも非現実的である。ウェーバーの「官僚制は大衆民主制の不可避の随伴現象」とする認識は、現段階でもやはりずしりとした重みをもつ。さらに、日本のジャーナリズムが見せる時折の高揚がこうした官僚制的システムを通してのことである点も軽視できない。高揚とは、例えばクルート事件、佐川急便事件などで示された批判性のことだ。

道の一つは、このシステムの症状をいかに軽快させるかの筋道を模索することであろう。その道がいささかも平坦ではないにせよ、である。そのための手掛かりとして、ここでハーバマスの見解を取り上げたい。その所論はつぎのとおりである。政党、マス・メディア、公共団体などの組織は、第一に、その内部機構において公共性の原理に従って組織され、党内民主制もしくは団体内民主制を制度的に可能にし、自由な意思疎通と公開の論議とを許容するものでなくてはならない。第二に、このような組織の公共性と公衆全体の公共性の結び付きを、政党および団体の内部運営の公開によって保障しなくてはならない。さらに第三に、これらの組織の活動そのもの、国家機関への圧力、さらにまた、それら組織相互間の実行力使も、多様な従属関係や経済的編成と同様、広汎な公共性を必要とする。例えば、公共性の諸組織がそれぞれの財務手段と用途の閲覧を可能にすることも含まれる⁽¹⁶⁾。

要するに公開性原則である。そこでは、この問題が制度に関わっている以上、労働組合の役割も重要になるであろう。そして、この原則は、メディアがあらゆる公共性の団体に

要求していることなのでもある。

引用文献

- (1) McQuail, D : Mass Communication Theory
マクウェール, 竹内郁郎他訳: マス・コミュニケーションの理論, p. 279 (pp. 52), 新曜社,
東京, (1985).
- (2) 同上 pp. 112.
- (3) 城戸又一: 城戸又一他編, ジャーナリストの原点, p. 264 (pp. 183), 大月書店, 東京, (1982).
- (4) 本多勝一: 同上 pp. 169.
- (5) マクウェール: マス・コミュニケーションの理論, pp. 121.
- (6) 同上.
- (7) 福村晃夫: 情報の科学技術と社会, 社会情報, 札幌学院大学社会情報学部紀要, Vol. 1, No. 1, pp. 15 (1992).
- (8) 森恭三: ジャーナリストの原点, pp. 41.
- (9) Weber, M : Wessen, Voraussetzungen und Entfaltung der bürokratischen Herrschaft
濱島朗訳, 官僚的支配の本質, 諸前提および展開 (ウェーバー・社会学論集所収), 青木書店 (1971).
- (10) 同上, pp. 324—pp. 337.
- (11) 同上, pp. 341—pp. 347.
- (12) マクウェール: マス・コミュニケーションの理論, pp. 118—pp. 119.
- (13) Tuchman, G : Making News, 鶴木 真訳, ニュース社会学, p. 344 (pp. 53), 三嶺書房, 東京, (1991).
- (14) ウェーバー, 官僚的支配の本質, 諸前提および展開, pp. 336.
- (15) マクウェール: マス・コミュニケーションの理論, pp. 122.
- (16) Habermas, J : Strukturwandel der Öffentlichkeit-Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft, Neuwied, 1962 :
ハーバマス: 細谷貞雄訳, 公共性の構造転換, p. 339 (pp. 277), 未来社, 東京, (1973).